**法人市民税関係書類**

**第２０号の３様式記載要領**

１．この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第１５条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

２．この申告書は、事務所又は事業所所在地の市町村長に1通を提出すること。

３．※印の欄は記載しないこと。

４．「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2

条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

５．金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。

６．法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。

７．「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第２９２条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第４５条の４において準用する政令第６条の２４第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第292条第1項第4号の5ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第２６４号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第45条の5において準用する令和２年旧政令第6条の25第2号又は第3号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

８．「 予定申告税額　 ①×　　　　　　　　　６　　　　　　　　　 ② 」 の欄は、当該事業年度開始の日

　　　　　　　　　　　前事業年度又は前連結事業年度の月数

から法第３２１条の8第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数(暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。)が６以外である場合は、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

９．「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第２条第１２号の7に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人(同条第１２号の６の７に規定する通算親法人をいう。)の事業年度の期間を記載すること。

１０．「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の4第1項又は令和２年旧法第１５条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

**◎均等割及び法人税割の税率は、下表のとおりです。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人等の区分 | 枚方市内の従業者数の合計 | 税　　率 |
| 均等割（年額） | 法人税割 |
| １ | 「資本金等の額」が５０億円を超える法人 | ５０人超 | 3,000,000円 | 平成26年9月30日以前に開始する事業年度１４．７％ | 平成26年10月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度１２．１％ | 令和元年10月1日以後に開始する事業年度８．４％ |
| ５０人以下 | 410,000円 |
| ２ | 「資本金等の額」が１０億円を超え５０億円以下の法人 | ５０人超 | 1,750,000円 |
| ５０人以下 | 410,000円 |
| ３ | 「資本金等の額」が1億円を超え１０億円以下の法人 | ５０人超 | 400,000円 |
| ５０人以下 | 160,000円 |
| ４ | 「資本金等の額」が1千万円を超え1億円以下の法人 | ５０人超 | 150,000円 |
| ５０人以下 | 130,000円 |
| ５ | 「資本金等の額」が1千万円以下の法人 | ５０人超 | 120,000円 |
| ５０人以下 | 50,000円 |
|  | 上記以外の法人 |  | 50,000円 |

　（注）資本金の額とは、法人が株主等から出資を受けた金額として、法人税法施行令第8条に規定する金額をいいます。

　　　　ただし、保険業法に規定する相互会社については、純資産額として地方税法施行令第45条の3の2の規定により算定した金額を

　　　　いいます。（平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあっては、「資本金等の額（前述の金額から無償増減資等の額を加減算

　　　　した額）」と「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」のいずれか高い金額をいいます。）